

関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携

事業所又は施設名	
サービスの種類	指定居宅介護支援

1 関係市町村等との連携の内容

(1) サービス提供前の受給資格の確認

利用者から指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、利用者の被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認するとともに、認定審査未了者については、申請手続を円滑に行えるよう関係市町村との連絡調整のもとで支援する。

(2) 居宅サービス計画の作成等

利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が可能なようにプラン作成を行うとともに、介護給付等対象外の保健医療、福祉サービスを含めた居宅サービス計画策定が可能なよう日常より市町村との情報交換を密にする。

(3) 利用者に関する通知

利用者が正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときについては、遅滞なく市町村への連絡等を行う。

(4) 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携内容について

(1) サービス提供困難時の対応について

自らが適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認められる場合には、他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携を行う。

(2) 指定居宅サービス事業者との連携について

提供されるサービスが、サービス担当者会議での検討課題や居宅サービス計画に基づき、適切に提供されているかどうかの状況について、継続的な把握と評価を実施するようサービス事業者との連絡調整を行なう。

(3) 介護保険施設等との連携について

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難な場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図る。

(4) 医療機関等との連携

利用者について、主治医から日常生活における留意点等を確認する。また、利用者の状態の変化について情報提供する等、主治医や医療関係者と相互に連携を図る。

(5) 事故発生時の対応

サービスの提供等により事故が発生した場合、適切な措置を講じることができるよう事業者との間で連絡体制を整備する。

3 その他参考事項

※項目や内容は、事業所の特色や地域の実情に応じて、具体的に記載してください。